

生駒市消防本部訓令甲第2号

生駒市消防職員懲戒取扱規程及び生駒市消防通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

生駒市消防長 有地 正伸

生駒市消防職員懲戒取扱規程及び生駒市消防通信規程の一部を改正する訓令

(生駒市消防職員懲戒取扱規程の一部改正)

第1条 生駒市消防職員懲戒取扱規程(昭和49年7月生駒市消防本部訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、市民安全指導課長」を削る。

(生駒市消防通信規程の一部改正)

第2条 生駒市消防通信規程(平成元年7月生駒市消防本部訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「、市民安全指導課」を削る。

様式第2号中「市民安全指導課長」を「原因調査班」に改め、「原因調査班」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。